

< 保育施設保育料基準額表 >

各月初日の入園児童の属する 世帯の階層区分			保 育 料（月額） 単位：円					
階層	定 義		3 歳未満児		3 歳 児		4 歳以上児	
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯		保育料はかかりません。					
第 2	市民税非課税世帯		<u>無償化により保育料 0 円</u>		無償化により保育料 0 円 「幼児教育・保育の無償化」により 3歳児以上の保育料が 令和元年10月からかかりません。			
第 3	市民税 均等割のみの課税世帯		11,500 《 5,700》	11,300 《 5,600》				
第 4	市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600 円未満	16,200 《 8,100》	15,900 《 7,900》				
第 5		48,600 円以上 84,000 円未満	20,500 《10,200》	20,100 《10,000》				
第 6		84,000 円以上 108,000 円未満	24,700 《12,300》	24,200 《12,100》				
第 7		108,000 円以上 132,000 円未満	28,500 《14,200》	28,000 《14,000》				
第 8		132,000 円以上 157,000 円未満	32,300 《16,100》	31,700 《15,800》				
第 9		157,000 円以上 184,000 円未満	36,100 《18,000》	35,400 《17,700》				
第10		184,000 円以上 268,000 円未満	39,900 《19,900》	39,200 《19,600》				
第11		268,000 円以上 318,000 円未満	43,800 《21,900》	43,000 《21,500》				
第12		318,000 円以上	58,000 《29,000》	57,000 《28,500》				

- ・保育料は年度の初日の前日（3月31日）の満年齢により算定します。年度の途中で誕生日を迎えてもその年度の保育料は変わりません。
- ・2人以上のお子さんが保育園・幼稚園等に入園している場合には、2番目に年齢の高いお子さんは半額（《 》内の金額）、3番目以降のお子さんは無料となります。ただし、算定基準の所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯のときは77,100円以下）の世帯は生計を一にする子どものうち最も年長の子どもから順にカウントします。

※第2階層から第5階層のひとり親世帯等の方は、下記の表が適用されます。

ひとり親世帯等とは、生活保護世帯、母子・父子家庭の世帯（祖父母等の扶養義務者が同居している場合を除く）、障害者（児）のいる世帯をいいます。

各月初日の入園児童の属する 世帯の階層区分			保 育 料（月額） 単位：円					
階層	定 義		3 歳未満児		3 歳 児		4 歳以上児	
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第 2	市民税非課税世帯		保育料はかかりません					
第 3	市民税 均等割のみの課税世帯		5,200 《 0 》	5,100 《 0 》	<u>無償化により保育料 0 円</u>			
第 4	市 民 税 課 税 世 帯 所 得 割	48,600 円未満	6,800 《 0 》	6,600 《 0 》				
第 5		48,600 円以上 77,101 円未満						
		77,101 円以上 84,000 円未満	20,500 《10, 200》	20,100 《10, 000》				

- ・母子・父子家庭の世帯で祖父母等の扶養義務者と同居している場合、保護者の収入状況や祖父母等の扶養義務者の課税状況により保育料を決定する場合があります。

＜公立保育施設給食費基準額表＞

各月初日の入園児童の属する 世帯の階層区分	給 食 費（月額） 単位：円			
	3 歳未満児		3 歳以上児	
	標準	短時間	標準	短時間
生活保護法による被保護世帯 市民税非課税世帯 市民税所得割額 57,700 円未満 (ひとり親世帯等の方は、 市民税所得割額 77,101 円未満)	<u>3歳未満児は給食費が 保育料に含まれます</u>		0	
市民税所得割額 57,700 円以上 (ひとり親世帯等の方は、 市民税所得割額 77,101 円以上)			5,200	

※私立保育施設については決められた料金が異なりますので、各園にてご確認ください。

＜公立保育施設の延長保育料＞

＜平日＞		延長保育料（月額）		＜土曜＞		延長保育料（月額）	
単位		標準	短時間	単位		標準	短時間
朝（7:00～8:30）		—	250	朝（7:00～8:30）		—	250
夕（16:30～18:00）		—	250	1 時間延長（13:00 まで）		250	
1 時間延長（19:00 まで）		1,250		2 時間延長（14:00 まで）		500	
				3 時間延長（15:00 まで）		750	
				4 時間延長（16:00 まで）		1,000	
				5 時間延長（17:00 まで）		1,250	
				6 時間延長（18:00 まで）		1,500	
				7 時間延長（19:00 まで）		1,750	

※私立保育施設については決められた料金・時間が異なりますので、各園にてご確認ください。

＜保育料・給食費について＞

保育料・給食費は、保護者の市民税所得割額に応じて基準額や徴収の有無を決定します。

施設利用する月	市民税該当年度
令和8年4月分から 令和8年8月分まで	令和7年度 市民税の所得割額 (令和6年1月から12月までの収入で決定されます)
令和8年9月分から 令和9年3月分まで	令和8年度 市民税の所得割額 (令和7年1月から12月までの収入で決定されます)

※市民税の所得割額について、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等の控除を受けている場合は、控除前の金額で保育料等を決定します。

＜保育料・給食費の納入および口座振替について＞

保育料・給食費の納入方法は、口座振替または納付書によるお支払いの2通りです。また、市では皆様方の利便性と事務の簡素化を図るため、預貯金からの口座振替を推進しておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。口座振替を希望する場合は、『君津市市税等口座振替依頼書』（3枚綴り）を金融機関あてに提出してください（用紙は、君津市内金融機関、各保育施設、保育課に用意してあります）。